

シェアリングレター

「シェアリング」とは、「共有する」「分かち合う」という意味です。

< 編集発行 >

公認会計士 林 光 行 事務所
 税 理 士
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
 1-13 サンセットヒル
 TEL 06(6772)7770
 FAX 06(6772)7740
 http://www.share.gr.jp/

第30号

2005年4月

いまむかし 上海、今昔

所長 林 光 行

飛行場に降り立つと、揚子江特有の匂いが漂う。街の中心部に向かう道路は工事中。乗ったりリジンはたちまち銀輪(自転車)の渦に巻き込まれ、停まると好奇に満ちた顔また顔が車中を覗き込む。壊れかけた家並みにビル建設の槌音が響く。灯火も乏しい薄暗い街をそぞろ歩くのが人々の娯楽。

コンサルタントとして招聘された私達は各地で熱烈歓迎を受け、「解放後、初めてこの村を訪れた外国人」と言われもした。通訳の陸氏とは、文化大革命や中国の未来を語り合い、共に涙した。人々は礼儀正しく、夢に溢れ、自身と国の未来を真摯に考えていた。20年前の上海はそんな街だった。

昨秋、2年ぶりの事務所旅行にかこつけて訪れた上海。高層ビルが林立する中、旅行者然とバッグを肩に路を歩けば、忽ち「ロレックス、センエン(千円)」と売り付けに来る。そして娼婦もポン引きも、幼児を抱いた物乞いまでもが次々と声をかけてくる。昔はこんな人達は居なかった。電飾に眩い夜の上海を彷徨いながら、この街は一体どうなってしまったのか、と咽ぶ思いが胸を衝く。

20年前、上海から帰日して間もなく、偶々中国人留学生と知り合った。苦学生だった。その彼が今では実業家として上海に居を構える。警備員付の高級マンションに招かれ、彼の成功に心からの祝杯を挙げた。しかし、彼のような例は稀だ。

極度の貧困は様々な悲惨な状況を産み出し、経済的繁栄は、多くの恵みをもたらす。だから私達は経済的繁栄を求めて嘗々たる努力を続ける。そのようにして上海の人達も経済成長を遂げてきた。しかし、誰しもが平等に経済成長の恩恵に与る訳ではなく、また、経済成長のみで全ての問題が解決する訳でもない。

日本はどうか。先人たちのお蔭で裕福な生活を享受させて頂いている。しかし、多くの失ったものがあることを私達は知っている。豊かな自然、近隣の人達との穏やかな関係、未来への希望、仁徳、等々…。もうそろそろ経済成長のみに目を向けるのではなく、本当の豊かさとは何かを問うて良い時期ではないか。そう、一言で言うなら、心の豊かさが必要なのだと思う。

~ CONTENTS ~

交流 家庭児童相談室	2
経営倶楽部	
第48回「ブルデンシャル生命 営業の秘訣全公開」	4
第49回「経営幹部の自己啓発と健康管理」	6
平成17年度 税制改正	8
税金よもやま話	9
ここだけは押さえておきたい 新「会社法」制定 ..	10
ヘルメット相談会	
* 「もっと知りたい?消費税」	11
* 「WORDワンポイントレッスン」	12
* 「賢い生命保険の入り方」	14
スマトラ沖大地震	15
2005年・新年合宿レポート	16
上海事務所旅行	17
読者の皆様からのお便り	18
ANAセミナーの感想とご案内	19

4月 - 9月の税務

4月 11日 3月分源泉所得税の納付 (以降毎月10日)
5月 2日 2月決算法人の確定申告期限
20日 労働保険料の年度更新
5月 31日 3月決算法人の確定申告期限
6月 30日 4月決算法人の確定申告期限
7月 11日 6月分源泉所得税の納付 (納期の特例の場合1~6月分) 社会保険算定基礎届け
15日 所得税予定納税額の減額申請期限
8月 1日 5月決算法人の確定申告期限
8月 31日 6月決算法人の確定申告期限 個人事業者の18年分消費税の中間申告
9月 12日 8月分源泉所得税の納付
30日 7月決算法人の確定申告期限

第24回 交流



家庭児童相談室

みなさん、『家庭児童相談室』ってご存知ですか？

家庭児童相談室は、市町村に設置された身近な相談窓口で、18歳までの子供とその親が対象で子供のことなら何でも相談できるそうです。今回は林（所長）の長女（手塚真樹子）の勤務先である摂津市立家庭児童相談室を訪問し、30年間家庭児童相談員をされている室長の白山真知子先生にお話をうかがいました。（林 竜弘・林 幸）



心理学は化学より面白い

心理学を専攻されたんですね。

はい。真樹子さんの先輩になります。本当は化学が好きだったんですが、「女性が化学だなんて！」という時代でしたので、心理学を専攻したんです。でも、人間の心っていうのは、善意と善意が化学反応をおこ



して、悪にもなったり、いろいろな変化をするので、化学よりもずっと面白い奥深い世界やなあって思うようになりました。

家庭児童相談員になられたきっかけは？

大学3年生の時、児童院（情緒障害児短期治療施設。当時、不登校の子どもがほとんど）での研修で、心理療法（特に箱庭療法）の世界に出くわして、「まあ！『プレイセラピー』ってなんて面白そう！」って思ったのが運の尽き。大学卒業とともに、ここに勤めました。母には腰掛け程度に思われて、2年目から常勤になりました。でもまさか、こんなにきりきり舞いしながら心理学を続けるとは思いませんでした。

親御さんに寄り添っていく家庭児童相談室

児童相談所とはどう違うのですか？

児童相談所というのは、児童福祉法に基づいて各都道府県に必ず設置されるもので、虐待などがあった場合に親子分離などの措置権限を有する公的機関です。これに対して家児相（家庭児童相談室の略）は、各市町村の福祉事務所に任意に設置される地域の相談窓口で、措置権限はなく態様も様々です。例えば虐待問題でいえば、児相（児童相談所の略）が措置権限のもとに、虐待か否かの視点から入るのに対し、私たちは、

より親、子供の側に立って、「大変やったね - 」と入っていただけます。「親御さんに寄り添っていく」というのが私たちの合言葉です。

孤独に子育てしている今のおかあさん

30年前と今とでは、どんなふうに違いますか？

30年前は、言葉の発達が遅い、学校に行けてない、非行で夜になっても家に帰ってこないなど、子どもさんの問題でこられることがほとんどでした。平成に入る頃から、子どもの育て方がわからない、子どもが好きになれない、子どもが愛せない、子どもにさわれないといった、お母さん側の問題で相談にこられるケースが増えてきました。

それはどうしてでしょう？

昔は、家族や地域がもっと子育てにかかわっていて、どういう風に抱いたら赤ちゃんが泣き止むとか、このぐらいの熱やったら大丈夫やとか、周りでフォローしてもらえました。今のお母さんたちは、じかに教えてもらえなくなっています。情報は氾濫していても、本当に必要な情報がその人のところに届かないのが今だと思います。また今は、地域社会がなくなった分、自由は手に入れたけどみんな戸惑っている。何でも自由で、子育てにも指針がない。華やかな世界がすぐ近くにあって、それを我慢して子育てしても別に偉いとか自分でも認められなくなっています。

これほど若いお母さんたちが、自分たちだけで子育てをしている時代は、今ぐらいじゃないかと思います。

遊びをとおして親子で学んでいく親子教室

どんな取り組みをされていますか？

家庭児童相談室など地域の相談窓口は、そういうお母さんにもしっかり寄り添って、それぞれの価値観の中で子育てしててよかったというのをわかってもら

必要があると考えていて、そのために親子教室をしています。なんでもそうですが早めに手を打つことが大切で、児童相談をされていて、低年齢のときにきちっとした親子関係が結べるのが大事だと思うようになりました。親子教室は、曜日ごとのグループで実施していて、月曜日から金曜日まで毎日やっています。

親子教室ではどんなことをされるんですか？

親子が一緒になっての体操、遊び、ママゴトなど。遊びの中でお母さんのお話を聞きながら、子どもの様子を伝えながら…。声掛けの仕方とか、実際にやることで「こういう風にしたらいいのか」ということを伝えることができます。多動な子もいれば引っ込み思案な子もいるので、いろんな子がいるんだということもわかってもらえますし、子どもたちが集団の中で上手に遊んでいけるようになるんです。おもちゃの取り合いができるようになる。それでうまくいかないときは、分離のクラスとか、グループセラピーや個別のセラピーなど、豊富なメニューを用意しています。

虐待をしまっている親御さんのためのプログラム

そんな中で、今『MY TREE』っていう虐待をしまっている親御さんのための回復プログラム（週1回全13回）をしてるんですよ。

どんなプログラムなんですか？

最初は自分を語るところから始まって、子どもの叱り方とか、ほめ方、自分の愛し方とか子どもの愛し方というようにプログラムは進行していきます。呼吸法や気功とかも取り入れて、体全体をほぐしてから心をほぐしていくっていう、うまくできたプログラムです。

どんなふうに参加されていますか？

本当に真剣に参加してくださっています。自分だけの問題だと思って苦しんでいたのが、いろんな人がいるんな問題持ってるんやというのがお互い判ってきて、すごい心が動いてお母さんも泣いちゃうけど、こっちも泣いちゃうときがあるんです。だんだんとさわるのも嫌だった子にさわられるようになり、一緒に寝るのも嫌だった子と一緒に寝れるようになります。

地域を作っていくこととネットワークづくり

そのほか今力を入れておられることは？

地域を作っていくことです。虐待の予防や再発防止のためには地域づくりが大切です。各中学校区でいろんなイベントをして、顔の見える地域づくりに取り組

んでいます。また、これからの家児相の大きな役割は各機関をネットワークで結んでいくことです。摂津市はかなりできているんですよ。この前はネットワークがうまく機能しているということで、NHKにも出していただいたんです。

親子教室を広めたい

今後の課題を教えてください。

したいことは山のようにあります。まずは親子教室をもっと充実させたいです。うちの親子教室はちょっと他と違って面白いとかよく言われるんですが、折り紙でも次はこう折りますよっていうふうに保育士さんが前で教えるような親子教室ではなくて、場の設定をして、その中でどう遊ぶかは親子にまかせるんです。遊んでいるだけで物語ができていくみたいな面白いものなんです。子育てが伝承しなくなった今にすごく役に立つなって思うので広めたいと思っています。

お母さんたちにメッセージを

今一番大変なのは、孤立して自分だけでしんどくなっておられること。しかも「そう思うのは、自分は母親ではないんやろか？」と悩んでなかなか言えない。子育てってやっぱり大変なんです。だから「しんどい」ということをちゃんと声に出して言おうよと言いたいですね。ひとりで悩まないでほしいと思います。



 編集後記 家庭児童相談室のある 子育て総合支援センター」は、保育所 地域子育て支援センターが併設され、その名のとおり子育てを総合的に支援する施設です。なかでも地域子育て支援センターは、誰でも利用可能で、親子で遊びながら他の親子との交流ができたり、子育て相談にも気軽に応じてもらえるそうです。引越しをするなら 子育て総合支援センター」のお近くがおすすめ！

摂津市立 子育て総合支援センター
 家庭児童相談室
 〒566-0011摂津市千里丘東1丁目16番2号
 Tel 072-631-9633 Fax 072-631-9429

経営倶楽部

第48回 創業以来二桁成長

平成16年10月2日

プルデンシャル生命 営業の秘訣全公開

プルデンシャル生命保険株式会社 執行役員常務 小坂井重樹様

小坂井常務は、1988年にプルデンシャル生命保険株式会社を立ち上げた「創業7人衆」のお一人で、以来同社は二桁成長を続けています。

林光行が小坂井常務とお会いし、すっかりそのお話に惚れ込んでしまいました。ぜひお話し頂けないかとお願いしたところ、快諾して頂き今回の講演に至ったものです。
(中小企業診断士 前田有太可)



プルデンシャル生命とは？

小坂井常務は「最初に私どもの会社の紹介をさせて頂きます」とお話しを始められました。保険金をお届けするまでが私たちの使命であること、すべてお客様のライフプランに合わせたオーダーメイドの保険であること、独自の教育システムにより教育されたライフプランナー制度があり、保険金を早くお支払いできる工夫をしていること、そしてそれらの結果として顧客満足度95%（リクルート調べ）であったことが何よりも嬉しいとおっしゃいました。

配慮はしても遠慮はするな

小坂井常務は「私の好きな言葉は、1. 明るく楽しく元気よく 2. 配慮はしても遠慮はするな 3. 今日をBESTに！明日は無い！です」とおっしゃいました。私は「配慮はしても遠慮はするな」がとてもいいなと思いました。例えば営業の電話をするときに、勝手に相手に迷惑ではないかと考え込んでしまって、結局電話しないといたことがありがちです。そうではなく、相手の都合や事情は配慮するが、それを踏まえた上で電話はするということです。

ものごとは突然やってくる

「どういう人材が欲しいのか、皆さんで話し合ってくださいと思います。えっ、そんな急に言われたって考えたことないよとお思いの方もいらっしゃると思いますが、そう、ものごとは突然やってくるものなんですよねえ(笑)」ということで、グループごとに分かれて話し合い、発表が行われました。

参加者の発表からは「積極的な人、明るい人、誠実、コミュニケーションができる、前向きな、責任感のある人」などなど業種や立場の違いにより様々な意見が出ました。

いかにして優秀な人材を採用するか？

「保険会社は人が資本ですから、優秀な人を採用することには大変力を入れています。概ね次のような手順で採用活動を行います。」

1. オリエンテーション開催
2. CIP (キャリア・インフォメーション・プログラム): ライフプランナーの仕事のわかりやすく伝え、参加者自身で適性を判断するプログラム: 最低6時間をかけます。
3. T・S (ターゲット・セレクション) 手法を使って面接 (で解説)
4. 面接後、役員で選考
5. 採用通知の発送
6. 家族セッションで奥さんの理解を得る
7. 辞表を出すロールプレイ
8. 入社、前日のフォロー

「うちの会社では、面接に限らずあらゆるシーンで、ロールプレイとビデオカメラを使います。ロールプレイをして、ビデオに撮る。撮ったビデオを見ながら、良い点、悪い点を指摘するとよくわかるんですね。これはお勧めですよ。」

過去の具体的事実を評価

) T・Sでは、候補者を次の8項目で評価します。各項目を5点満点とし、3点未満の人は採用しません。項目は、学習能力 バイタリティ 自己動機付け 精神回復力 説得力 自主独立性 柔軟性 感受性 です。

これらの各項目について、いつ、どういう状況で、どのようにしようと考え、どう行動して、どういう結果になったかを訊きます。つまり、本人がやってきたことを訊くわけですね。やってきたことなら、うちに

来てもできるからです。私たちは、候補者の過去の行動から将来を予測します。ああしたい、こうしたいという仮想的なことは参考にしません。

ロールプレイ

「まず、候補者とは家庭のことなどを話し、リラックスした状態を作ります。本人の仕事と生活がイメージできるまで、背景をよく聞きます。次にさきほどの8項目について、質問をしていくわけですが、ここでは

バイタリティについて少しロールプレイをしてみたいと思います。」

そこで、林事務所を担当されている部下の瓜生さんを相手に、ロールプレイが始まりました。

Q「最近で目茶苦茶忙しかった日はいつですか？」

A「え～、忙しかったのは7月3日ですね。」

Q「その日は何があったのですか？」

A「商品説明会が二件ありました。」

Q「ご職業は何でしたか？」

A「製菓会社の営業です。」

Q「では、その日のことを朝起きて寝る前までのことを時系列で話してください。」

A「朝6時半に起床して、7時半には家を出て、8時に会社に着きました。11時まで説明会の準備をして移動、12時から1時まで説明会。1時から4時まで他のドクターに文献を配り、移動。4時半から違う会場で説明会・・・途中略・・・10時半に会社を出て11時に帰宅。深夜2時に寝ました。」

というように、ひととおり聞いてから、何でそのときそうしたか、その結果どうなったかを訊いていきます。少なくともうちに来て、その忙しかった一日のようなことはできるということがわかりますね。

このバイタリティの着眼点は以下の通りです。

着眼点	観察行動	
	+	-
気力	<ul style="list-style-type: none"> いくら仕事をしてても平気という意欲的行動 話すときにぐっと前に身を乗り出す 	<ul style="list-style-type: none"> 椅子に寄りかかって傍観者的な行動が目立つ 動作が鈍く真剣味が無い ことなかれの
体力	<ul style="list-style-type: none"> 自分のエンジンに自ら点火する行動的な姿勢 	<ul style="list-style-type: none"> 元気の無い物腰 燃えてこない表情

精神回復力

この他に私が聞いてなるほどと思ったのは、精神回復力です。小坂井常務は次のようにおっしゃいました。

「保険の営業をやっていると、電話をしてもガチャンと切られる、あるいは商談が進んでいたのに、お客様から『親戚が ×生命にいますから』などといきなり断られることもあります。それで落ち込んでも、すぐに回復できなくてはやっていけません。例えば、私などは部屋から外に出て、雨が降ってれば、『今日は雨かあ。雨ってのはすべてを流してくれるよなあ』とか、晴れていれば『空はきれいだなあ。断られたくらい、どうということはない』などと、気持ちをこじつけてでも転換していきます。こうしたことは結構大事なんですよえ。」

いかにプロに育てるか？

「さて、採用すると、7ヶ月にも及ぶ大変な教育プログラムが待っています。OJTでは『見込み客リスト作成』がポイントになります。リストはお会いできる時間帯別、曜日別、地域別に分類します。そうしてから、どういう手順で攻略していくかを上司と一緒に検討していきます。」

夢を持つ

「私が初めて所長になったとき、口下手でとても営業に向かないなという人の教育担当になりました。でもその人は全国で表彰されるくらいに成功しました。なぜ成功したかということ、夢を持って目標達成しようという意欲がとても強かったんですよ。加えて、誠実で、明るく、謙虚で、家族愛が強かったですね。」

成功する営業マンの共通点

「色々お話ししてきましたが、私が見てきた成功する営業マンの共通点は以下のようなことです。

- ・目標設定が明確である
- ・話し上手より「聞き上手」
- ・“ありがとう”感謝の気持ちと誠実さ
- ・相手を好きになる 相手の良いところを認める
- 相手に興味を持つ なんとかしようと工夫が出る
- ・家族を大切にする ・報・連・相ができています」

小坂井常務様は、「人たらし」だと思います(失礼ながら)、お体もお声も大きく、笑顔がとても素敵なのでお話しについ惹き込まれていきます。お客様も社内の人もどんどん惹き込まれていくのだと思いました。ありがとうございました。

経営倶楽部

第49回 経営倶楽部「経営幹部の自己啓発と健康管理」

～私の84年の体験から～

公認会計士 島田 信愛 先生



今回で8回目となる新春恒例の島田先生の講演。今回の経営倶楽部では、島田先生がこれまで実践してこられた自己啓発と健康管理の方法についてご講演を頂きました。ここではその一部を紹介させていただきます。

(会計士補 森井 史人)

SMS S幹部の5守

島田先生が開発された「SMS S理論」の中で、幹部の自己啓発のために必須とされる「幹部の5守」の説明から先生の講義は始まりました。

「幹部の5守」とは、会社幹部が遵守すべき、「時、分、礼、信、秘」の5項目です。

時 中小企業の武器の一つは時間です。時間は平等に与えられるものです。中小企業が勝ち残っていくためには時間を大切にしなければなりません。人の信用を得るためという面でも相手の時間を大切にすることが必要です。例えば、電話する相手が食事中ではないか？お風呂に入っていないか？を考えて電話をかけるといった具合です。

また己の時間を大切にするためには、細切れの時間を大切にするという考え方(ショート・インターバル・システム)を実践するとよいでしょう。

分 自分でなければできないことをやるのが大切です。これが権限委譲の考え方であり、部下を育てることに繋がります。部下でもや

れることを上司がやっていたはいけません。上司は上司にのみ可能である意思決定を行なうべきです。また自己の立場・役職等をわきまえ、思い上がらないことが大切です。

礼 相手の人格を尊重し、思いやりの心を持つ必要があります。例えば仕事の約束時間の変更を依頼する場合には、相手がトップであれば社長から直接変更依頼の電話連絡をするといった、格を尊重した行動が求められます。

信 信は信義の信です。約束を守り、即時実行すること。また仕事

等で頼まれたことは、その120%を目標に実行することが信用を勝ち得るために必要です。

秘 秘密を守り、口を慎む。部下から見、相談できる上司とは、個人の秘密を守る上司です。

これら「幹部の5守」を実践することによって、上司・同僚・部下から頼りにされる人格を達成することができます。ただこれら「5守」は並列して重要というわけではなく、これらのなかで最も大切なのは「礼」であって、これが人徳となるのです。したがって幹部の自己啓発には「5守」の中で特に「礼」を大切にしないといけません。

島田先生の「SMS S理論」に関する講義を始めて直々に受講させて頂いた私は、その完成された体系と説得力に圧倒されっぱなしでした。

なお「幹部の5守」に関する詳細につきましては、島田先生の著書『管理者ノート』(清文社)229頁から234頁をご参照ください。

図表 26 幹部の5守 (管理者ノート229頁)

No.	1	2	3	4	5
項目	時	分	礼	信	秘
内容	相手の時間を大切に 部下の時間を大切に 己の時間を大切に 時間の活用 S I S タイミング (タイムリー)	越権行為をしない 命令指示を守る 自分でできないことをする 独善に陥らない(思い上がらない)	相手の人格を尊重する (セクハラ) 社会的ルールを守る 思いやり (敬老掩護) 格の尊重	約束を守る 即時実行 頼まれたことは120パーセント実行する 人を信頼する (疑わない)	他人の秘密を守る 口を慎む 文書管理
本質	生産性	誠実・忠実	謙虚	律儀	慎重
逆の場合	相手に迷惑をかける 業績が上がらない	下剋上 権限委譲せず 言われたこと しかししない (自分の任務を忘れる)	慇懃無礼 思いやりがない 我慢 自分本位	信用されない 頼りにならない	部下が相談できない 本当のことが 言えない
結果	上司・同僚・部下から頼りにされる。				

「塩谷式正心調息法」と「ひとりあんま法」

ご講演では、島田先生が健康を保つためにほぼ毎日実践されている「塩谷式正心調息法」と「ひとりあんま法」を説明されました。

「塩谷式正心調息法」とは、塩谷信男氏が提唱された呼吸健康法で、心構えとして 前向きに考えること 感謝すること グチを言わないことの3つを大切に して25回の腹式深呼吸と、その後に静息を10回行なうというものです。ポイントは充息のとき(下記表参照)に、例えば病気の人であれば「(自分の)病気が治った! 治った!」と念じ(想念) 健康な状態を鮮明にイメージする(内観)ことです。

続いて、参加者全員で中村天風氏から島田先生が直々に学ばれた「ひとりあんま法」を実践しました。島田先生はこれらの健康法のコツとして「まず己がこの健康法を信じること、信じたことを継続することが大切です。」とお話になりました。

「ん～、継続することが大切かぁ～。分かっているもなかなか難しいことやなぁ…。いや、待てよ!“前向き”にならないと!! “ぐち”を言ってはダメなんやっただ!」と思い直して比較的どこでも実践可能な「塩谷式正心調息法」から、その効果を信じ、“継続して”早速やってみようと思いました。

読者の皆様も2つの健康法を是非実践され、島田先生のように健康を保ってください。

「塩谷式正心調息法」とは

まず第1に正心、心を正せということで、3つあります。まず前向きに考えること、2番目に感謝しなさい、3番目にはぐちをいうなということです。

次に調息法です。姿勢を正し、腹式呼吸をするのですが、その方法は次のとおりです。

イ 吸息 : 下腹を膨らませてゆっくり吸う 吸い上げて最後に上肺にもってくる。これで20秒くらい。

ロ 充息 : 息を止めて、へそから下のところへ息を下ろす。横隔膜を下げます。
(ここで想念 内観を行う)

ハ 吐息 : 口の前に紙をあてても紙が飛ばないくらいに、ゆっくり吐く。20秒くらいかかります。

ニ 小息 : 小さい息をする。

以上を繰り返し25回行います。

ホ 静息 : 静かな息で、10回行います。

(島田先生配賦レジュメより抜粋)

「ひとりあんま法」とは

腕を交互に前方に回す
左右の腕で両肩を叩く
左腕を右腕にて叩く 右腕を左腕にて叩く
左手で右腕をもむ、右手で左腕をもむ。
両腕を大きく後ろへまわす
両こぶしを丸めて腰を叩く
両こぶしを丸めて腰をもむ
両こぶしで両脇をこする
両掌を重ねて下腹部(腸)を左からもむ
両手を横上に上げて振る
両手を組んで首をもむ
顔 眼 鼻 口をもむ
耳を両手 2本の指でこする
耳を押さえてはなす
耳たぶを引張り押さえて軽く後頭部を叩き放す
両手を前で合せ上にあげ下に下げる(呼吸)

(島田先生配賦レジュメより抜粋)



(ひとりあんま法の実践風景)

私の感想

心身の若さの秘密を「全てを語る」という島田先生の意気込みがひしひしと伝わってくる熱のこもったご講演は時間一杯まで続きました。島田先生、本当にありがとうございました。

アンケートより

頭を使えば使うほど成長するの意の通り、日付は出てくる、名前も出てくる、時間はぴったり。おっしゃる事はご自分の経験なされた事。面白くて涙が出て、嬉しくて先生の人生のすばらしさにいつもながら感動しています。 島田先生の84歳と思えない講演に感動しました。自己啓発と健康の管理が今の自分にあったテーマでしたのでかなりの部分で参考になりました。 前向きに、感謝して、グチを言わない。何事においても、前向きに考える様、実践したい。

その他ご参加頂いた方の感想は私共のホームページでご覧頂けます。

林光行事務所

<http://www.share.gr.jp/>

平成17年度税制改正

今回の税制改正は、投資減税に「人材育成」が含まれる他は目立った改正はありませんでした。また、平成17年から実施される「老年者控除の廃止」「公的年金等控除の縮小」をはじめ、ますます「増税路線」を進んでいるようです。以下、改正内容のポイントの一部を取り上げてみました。(税理士 古田 茂己)

個人所得税関係

1 定率減税の引下げ

現在、特例措置として所得税・住民税で定率減税が行われていますが、所得税については平成18年1月から住民税は平成18年6月徴収分から以下のように現行制度の半分しか減税されないこととなります。

区分	現 行	改正後
所得税	所得税額の20%相当額 (限度25万円)	所得税額の10%相当額 (限度12.5万円)
住民税	個人住民税額の15%相当額 (限度4万円)	所得税額の7.5%相当額 (限度2万円)

なお、残り半分の減税措置についても平成19年頃になくなる可能性が高そうです。

2 寄付金控除限度額の拡大

認定NPO法人・社会福祉法人・日本赤十字社などに寄付をした個人は所得税の寄付金控除の適用を受けることができますが、平成17年分からその対象限度額が総所得金額等の100分の30相当額(現行100分の25相当額)に引上げられました。

3 フリーター等の課税強化

平成18年1月1日以降の退職者が対象になりますが、源泉所得税の徴収義務がある法人等は、年の途中で従業員等が退職した場合には、退職日の属する年の翌年1月31日までに、その退職者の給与支払報告書を退職者の住所所在地の市町村に提出しなければならないようになりました。ただし給与の額が30万円以下の場合には提出しないことができます。

4 国民年金の控除に証明書必要

平成17年分以降、所得税額を計算するにあたり、国民年金の保険料を支払っていることによる社会保険料控除を受けようとする場合には、確定申告書に証明書を添付し、年末調整の際には証明書を提出しなければ、所得控除されないことになりました。

法人税関係

1 増加した教育訓練費の特別控除制度創設

平成17年4月1日以後に開始する事業年度から3年間の時限措置として、青色申告法人で、教育訓練費の額がその法人の直前2事業年度の教育費の平均額を超える場合には、その超える部分の金額の100分の25相当額が法人税額から税額控除されます。

中小企業者(資本金が1億円以下の法人等)の場合には、特例として、直前2事業年度の教育費の平均額に対して、当期の教育訓練費の増加額の占める割合が40%以上であれば20%、その割合が40%未満であればその割合の1/2をそれぞれの控除率として、当期の教育訓練費総額に乗じた金額を、当期法人税額から控除する制度を選択することが可能です。ただし、どちらの場合でも控除額は、当期の法人税額の100分の10相当額を限度とします。

なお、教育訓練費とは、使用人(役員を除く)の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させる費用をいいます。

2 民事再生の申立会社の資産の評価損等の取扱

迅速な企業再生を支援するために、再生計画認可の決定等があった場合に、債務者法人について、資産の評価換え、繰越欠損金の控除について一定の手当てがなされました。

定期借地権の一時金の取扱い

定期借地権の設定時において、契約当事者が一定の賃料を一時金として授受する場合には、借地人側は、一時金を「前払費用」として計上し、該当する年分又は事業年度の賃料として費用に計上し、借地権設定者側は、一時金を「前受収益」として計上し、該当する年分又は事業年度の賃料として収入に計上するという取扱が明確にされました。ただし、取引の実態が当該契約に沿っていることが必要です。



税金よもやま話

個人の消費税法改正に伴う注意点など

(税理士 古田 茂巳)

平成15年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者には、平成17年分から消費税の納税義務が生じます。消費税の申告方法には、本則課税による方法と簡易課税による方法とがあります。

平成15年分課税売上高	選択できる申告方法
5,000万円 超	消費税の課税事業者で、本則課税による申告方法
1,000万円 超～ 5,000万円 以下	本則課税と簡易課税のどちらかを選択可
1,000万円 以下	原則として免税事業者(申告不要)。ただし、課税事業者を選択することも可

簡易課税制度を選択する場合には、その課税期間の開始の日の前日までに納税地の税務署に「簡易課税制度選択届出書」を提出することが必要です。

平成17年分から簡易課税の適用を受けるには、平成16年12月末が提出期限となりますが、今回初めて課税事業者になった場合には、特例として平成17年12月末までに提出すれば簡易課税が適用されます。

ところで、個人事業主が死亡してその子供が事業を承継した場合には、被相続人(亡くなった事業主)が提出していた「課税事業者選択届出書」や「簡易課税制度選択届出書」などの届出書の効力は、たとえ事業の全てを子供が相続したケースであっても、親から子供に承継されないのをご注意ください。つまり事業を承継した相続人は自らの意思表示として「課税事業者選択届出書」や「簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

「振り込み詐欺」と「偽造キャッシュカード被害」の税務上の取扱い

(益田 みどり)

関西では「振り込み詐欺」に引っ掛かる人は少ないようですが、「オレオレ」なんて電話や架空請求書を送りつけられるとやはり「ドキッ」としますよね。

さて、この「振り込み詐欺」の被害は税務上どのように取り扱われるのでしょうか？

残念ですが、所得税の雑損控除の対象としては認め

られません。詐欺に関しては、盗難や横領と違って被害者本人の意思が介入しているからだそうです。同様の理由で脅迫も雑損控除の対象にはならないそうです。

また巷を賑わせている「偽造キャッシュカード被害」についてはどうでしょう。

今までは、法律上の被害者が銀行であるため、実際にお金を引出された預金者は被害届出証明を出してもらうことが難しく、雑損控除の申告ができなかったのですが、被害の増加に伴い、金融機関は色々な対応策を講じているとのこと。

今回、預金者の申し出を受けて被害が確認できた場合は、被害届出証明を警察に請求し、交付された証明を預金者に取り次ぐことが全国銀行協会の統一的な取り扱いとして決定したそうです。この証明があれば、所得税の雑損控除が適用できることになりました。

過年度分の被害についても同様で、証明があれば更正の請求等の手続きによって所得税が還付されることとなります。又、銀行によっては内部調査の上、補償も実施しているということですので、もしものときは、取引銀行にお問い合わせ下さい。

贈与・相続等による名義書換の費用が譲渡所得の取得費に！

(税理士 橋本 雅世)

土地・建物やゴルフ会員権を売却して、その譲渡価額から取得費と譲渡費用を差引いて譲渡益が出ると、所得税を納付することになります。その場合、対象となる資産を贈与や相続によって取得していた場合には、贈与者や被相続人が取得した価額を引き継ぎ、贈与や相続時に受贈者等に名義を変更するために支払った登記費用や名義書換手数料は、譲渡価額から控除される取得費に含めることができませんでした。

今回、最高裁の判決で、これらの登記費用や名義書換手数料も取得費に含めて計算できるようになりました。そのために過去にこのような案件で土地・建物等を譲渡して所得税を納付している場合、申告期限から5年以内であれば、その登記費用や名義書換手数料を支払ったと証明できる資料を添付して更正の請求等の手続きによって所得税が還付されることとなります。

これだけは押さえておきたい

新「会社法」制定

商法の中の第2編「会社」、商法特例法、有限会社法の各規定が一体化され、今国会中に「会社法」という新しい法律として制定され、平成18年4月から施行される見込みです。

以下、その中でも知っておきたいポイントをまとめてみました。

(税理士 林 幸)

1. 有限会社は株式会社に一本化

有限会社という制度はなくなり、ほぼ同条件で、株式会社の一種として吸収されます。

では、現在全国で100万社以上ある有限会社はどうなるの?という、経過措置により当分の間、有限会社の名称のままでよいとされるようです。

2. 最低資本金規制撤廃、1円で株式会社設立OK

現行は、株式会社は1000万円、有限会社は300万円の最低資本金規制があります。この規制は、平成3年に債権者保護のため、従来の株式会社35万円、有限会社10万円から引き上げられたものですが、創業率が低いことや仮装払込(いわゆる“見せ金”)の問題が生じる原因となっているとの批判がありました。

この度、この最低資本金規制が撤廃され、1円でも株式会社が設立でき、またその後の増資も任意となります。ただし、純資産額が300万円以上でないと、配当できないという規制が追加されます。

1円で株式会社が設立できるとなれば、株式会社として創業しやすくなるのは確かですが、逆に安易に株式会社を設立して、たちまち資金に窮し、立ち行かなくなる例が増えることも危惧されます。

3. 取締役、監査役とは別に「会計参与」を創設

株式会社は、定款に定めることにより「会計参与」を設置することができるようになります。

「会計参与」というのは、取締役等と共同して計算書類を作成し、株主や債権者に対し説明する責任を負う会計に関する専門家とされ、公認会計士(監査法人含む)または税理士(税理士法人含む)で、その会社または子会社の役員や使用人、会計監査人であってはならないとされています。したがって、顧問税理士が会計参与就任を依頼されるケースが多いと見込まれます。

特に会計監査を受けない中小企業にとって計算書類の信頼性を高める上でも意義のあることとされていますが、独立性と高度な専門性が要求され、株主代表訴

訟の対象となるなど責任は重く、実際どのように運営されるのかについてはまだまだ未知数です。

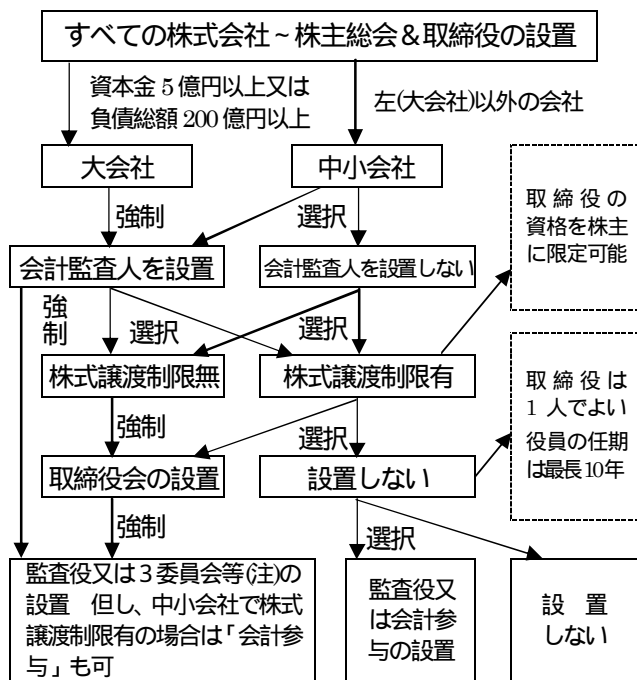
4. 同じ株式会社でも組織形態には39種類の類型が

新たな会社法制において、役員等の規定ですべての株式会社に共通しているのは「株主総会のほか取締役を設置しなければならない」ということだけで、後は大会社かそれ以外か、株式譲渡制限会社か否かによってそれぞれの会社の規模や実態に合わせて役員等を定款によって自由に設計できることとされています。

以下にフローチャート形式にまとめてみましたが、右下の印の場合は、株式譲渡制限のある中小会社で役員は取締役一人だけでもよく、定款によって役員の任期を最長10年にすることができますので、ほぼ現行の有限会社と同等ということになります。

また株式会社の役員等の各機関の組み合わせは39種にもなり、取引するにあたって、会社の謄本等で、資本金の金額や役員等の設置状況を確認する必要性が高まるのではないかと考えられます。

** 株式会社の役員等設計フローチャート **



(注) 3委員会等：指名・監査・報酬の各委員会、執行役



「ヘルメット相談会」とは、ヘルメットをかぶった工事現場の人達が相談し合っているように、アシスタントが集まって現場のスキルアップを図ろうと、職員が発案・実施している所内勉強会です。

～ヘルメット相談会～

3年目を迎え、ますますヘルメット相談会が充実してきました。皆様のお役立ち&自己のスキルアップに磨きをかけ、さらなる向上をはかっていこうと思います。それでは活動内容をご報告させていただきます。（丸山 晃希）

もっと知りたい！消費税

私はいつも消費税及び地方消費税（以下「消費税」）の課税区分に迷ってしまいます。「もっと消費税の課税区分について知りたい！」そんな私を含め職員の熱い要望に、橋本が講師を引き受けてくれました。

ここでは、その説明の一部をご紹介します。

消費税がかかる取引とは？

消費税は、国内での「消費」という行為に着目して課税されるものです。そこで消費税が課税される要件は以下の4つになります。1つでも要件に該当しなければ課税対象になりません。

「課税対象となる4つの要件」

国内において行うものであること。
 事業者が事業として行うものであること。
 対価を得て行うものであること。
 資産の譲渡等（資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供）であること。

消費税がかからない取引とは？

消費税がかからない取引には、

(1) 「課税対象となる4つの要件」に該当しない課税対象外取引と(2) 4つの要件には該当していてもその性質などから非課税とされる非課税取引があります。

(1) 課税対象外取引

課税対象外取引には、以下のようなものがあります。

国外取引

事業以外の取引（給与、家庭用の家具等の売却等）

反対給付としての対価性を有しない取引（保険金、共済金、利益の配当、寄付金、補助金等）

(2) 非課税取引

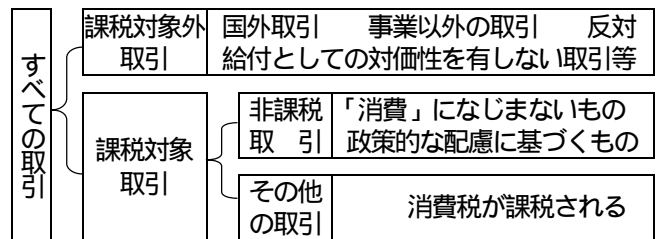
非課税取引は、次のように「消費」という性質になじまないものと、またのように政策的な配慮に基づくものがあります。

消費税の性格になじまないもの

- ・土地の譲渡、貸付けなど
- ・社債、株式等の譲渡、支払手段の譲渡など

- ・利子、保証料、保険料など
- ・商品券、プリペイドカードなどの譲渡
- ・住民票、戸籍抄本等の行政手数料など
特別の社会政策的な配慮に基づくもの
- ・社会保険診療報酬など
- ・一定の介護サービス、社会福祉事業など
- ・お産費用 ・埋葬料、火葬料 ・住宅家賃
- ・一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付けなど
- ・一定の学校の授業料、入学金など

以上のことを図に表すと下のようになります。



クイズに挑戦！

課税区分について一通り勉強したところで、確認クイズに挑戦！

皆様も是非ご一緒に参加してみてください。

【第1問】 個人事業者が自宅を売却した場合

答え 事業として行う取引に該当しないので、課税の対象になりません。

【第2問】 土地の購入代金

答え 土地は、消費税の性格になじまないため、非課税とされます

【第3問】 個人事業者が販売商品を家事消費した場合

答え 個人事業者が事業の用に供していたものを消費し又は使用した場合は、課税対象になります。

【第4問】 寄付金、祝金、見舞金等を支出した場合

答え これらを現金で支出した場合は、課税の対象になりません。

感想

今回のヘルメット相談会では、今まで迷っていた課税区分の違いが少しずつ解り始め、勉強前より消費税に興味津々になりました。この経験を活かして課税区分をしっかりと身につけようと思います。有意義なヘルメット相談会でした。



Word ワンポイントレッスン

ヘルメット相談会で「ワードを勉強した～い！」という声が上がりました。というのも、シェアリングレターを書くたびにワードの操作に苦労するからです。以下、ヘルメット相談会で実施した「ワードワンポイントレッスン」の一部を林 直輝に紹介してもらいます。

(河崎千恵子)



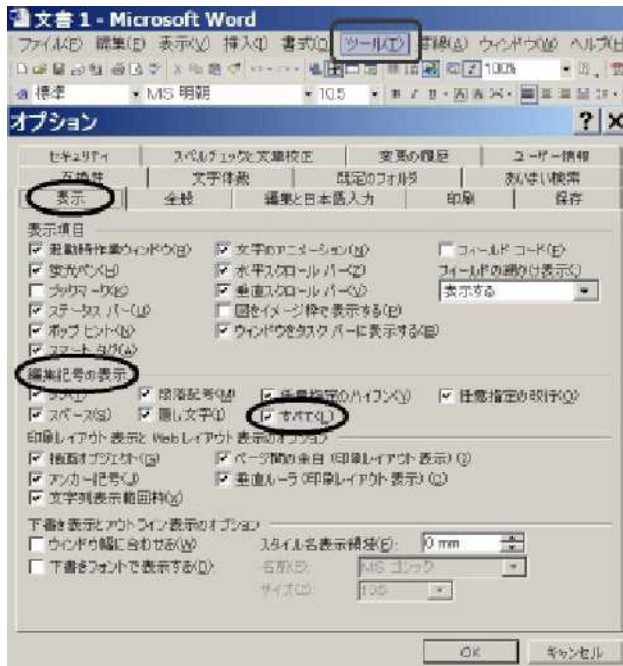
ワードは、エクセルと同じように様々な機能がありますが、ページを自動的に調整してしまって何がどうなっているのかわからなくなって困ってしまうことがあります。皆さんもそんなこと無いですか？

勝手に自動調整しないように設定しましょう。

こうした問題を解決するためには、自動調整しないように設定されることをおすすめします。以下の手順でみてください。

編集記号を表示する。

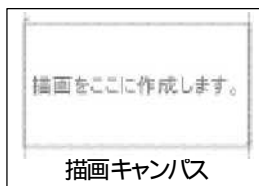
[ツール(T)] [オプション(O)]を開き、表示」タブにある **編集記号の表示**」の「すべて」にチェックを入れます。



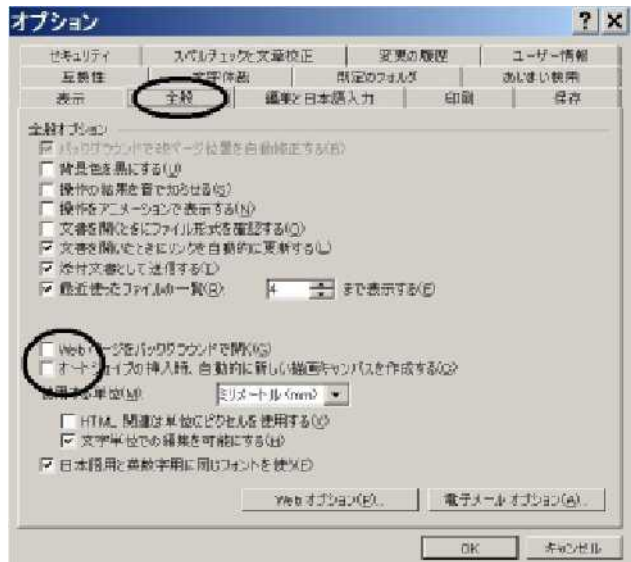
この設定で改行マークやスペースが表示されるようになります。ワードの上達のために表示するようにしておきましょう。

「描画キャンパス」が出ないよう設定する

図形を描くときにオートシェイプを使いますが、右のような描画キャンパスが挿入されて混乱した経験はありませんか？この様な場合は **全般**」のタブに移動して



オートシェイプの挿入時、・・・のチェックを外すと描画キャンパスを挿入されないように設定できます。



自動的に簡条書きにされるのをやめる。

「1.はじめに」と入力して改行すると、自動的に「2.」と次の番号が表示されたことはありませんか？このような場合、[ツール(T)] [オートコレクト(O)]のオプション



(A) [入力オートフォーマットを] **簡条書き(行頭文字)**」**簡条書き(段落番号)**」のチェックを外すと、自動的に行番号等が出ないように設定できます。

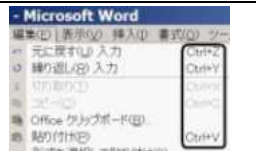
また、「記」や「拝啓」を入力すると、「以上」や「敬具」が自動的に挿入されないようにするには、**頭語に対応・・・**」「**記**」などに対応・・・の**あいさつ文を・・・**のチェックを外します。

このほかにも色々な設定を変えられるので、同じ要領で試してみてください。このような設定を変えてもパソコンが壊れることはありません。また、**?**を押すとマウスの形が**?**に変わって、分からないところを選択するとその説明を見ることができます。



ショートカットキーを覚えよう

ワードで[元に戻す]をしたいときに、マウスを右クリックして[元に戻す]を使ってませんか？ワードで右クリックすると、変換候補が出てきたりして時間が掛かりますよね。ショートカットキー（[Ctrl]を押しながら[Z]を押す）を使うと、マウスに触れることなく[元に戻す]ができます。

Ctrl+Z	元に戻す	 ツールバーにもショートカットキーが表示されています。
Ctrl+X	切り取り	
Ctrl+C	コピー	
Ctrl+V	貼り付け	
Ctrl+A	すべて選択	
Ctrl+Y	繰り返し(F4)	

[Ctrl+Y]以外は、ワードやエクセルだけでなくウィンドウズ全般（ファイル操作等）でも使えるので、ぜひ覚えてください。[元に戻す][切り取り][コピー][貼り付け]はキーボードの左下に固まっているので、すぐに覚えることができると思います。

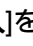
また、文字入力の際カタカナやローマ字を入力したい時に、スペースキーを連打したりしていませんか？ファンクションキー（キーボードの上にあるキー）を押すと変換候補を指定できます。

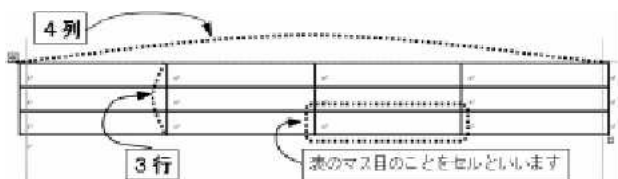
F6	ひらがな
F7	カタカナ
F8	半角カタカナ
F9	全角英数
F10	半角英数

ワードの表は怖くない！！

次に、事務所の皆から要望の多かった表作成について少し解説します。ワードの表は機能が豊富で、エクセルと同じように並べ替えや集計などもできますが、今回は表の挿入など基本的な部分だけみていきます。

・表の挿入

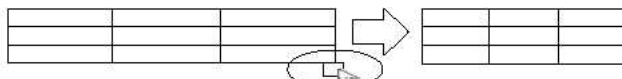
まず、表を挿入したい位置へカーソルを移動しておきます。そして、ツールバーにある[表の挿入]をクリックし、マウスを動かすとマウス目が青く表示されるので、列数と行数を指定します。クリックすると指定した行数/列数の表がカーソルの位置に挿入されます。



上記の方法のほかに、[罫線(A)]から[挿入(I)] [表(T)]を選択し、[表の挿入]ダイアログボックスから、行数や列数を指定して表を挿入することもできます。

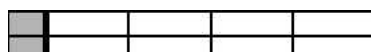
・罫線の幅

表を挿入しただけではページいっぱい表が広がって使いにくいですね。そういう場合は、表の右下にマウスを持っていくと小さくが表示されるので、そこをクリックして表のサイズを調整することができます。

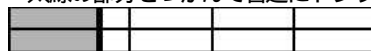


また罫線の広げ方には、以下のような方法があります。たとえば下の【表A】の一番左の列を広げます。

【表A】

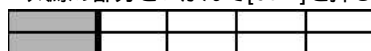


太線の部分をつかんで普通にドラッグ



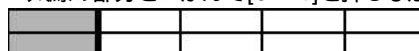
隣のセルの幅が小さくなって困る。

太線の部分をつかんで[Ctrl]を押しながらドラッグ



表全体の幅は変わらずに左のセルだけ広がる

太線の部分をつかんで[Shift]を押しながらドラッグ

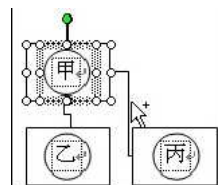


右側のセルはそのままの幅で広がる

[罫線(A)]から[自動調整(A)]で、行や列の幅を揃えることもできます。

オートシェイプ

オートシェイプで、いくつかの図形を組み合わせると一つの図を描いた場合、**グループ化**すると一つの図形としてひとまとめにできるので便利です。このとき[Ctrl]を押しながらひとまとめにしたい図形を一つずつ選択して**右クリック** [グループ化(G)] [グループ化(G)]としますが、なかなかうまく選択することができません。



そういうときはページの左下の矢印をクリックすると、図形だけを選択できるようになり、一度に選択することができます。（この矢印が無い場合は、[表示(O)] [ツールバー(T)] [図形描画]にチェックを入れてください）



以上は、こまごまとしたことばかりですが、すべてを覚える必要はありません。作業中にわからないことがあれば、「ヘルプ」やインターネットなどで調べる癖を付けましょう。なお、この記事は Word2002 を対象に作成しました。Word のバージョンによって、記事の内容と異なることがあります。
(林 直輝)



賢い生命保険の入り方

備えあれば憂いなし。全世帯の9割が加入している生命保険も保険金額には7割の人が不安を感じているそうです。あなたの生命保険ほんとにそれで大丈夫?! ということで保険のプロ・プルデンシャル生命保険の爪生さんをヘルメット相談会にお招きし、じっくりと説明していただきました。

今回の説明会は、ご自身が加入されている生命保険を十分に理解されている方が意外と少ないのでは? という現状をふまえ、現在加入されている生命保険の内容の把握にお役立ていただければとの思いで開催させていただきました。

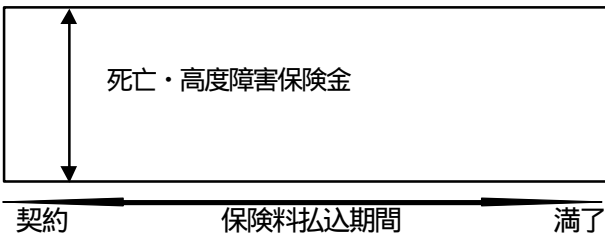
〔プルデンシャル生命保険株〕
爪生 晴彦

自分の保険は
どのタイプ?

まず、内容を把握する上で必要な保険の基本的な形やしきみのお話をさせていただきました。

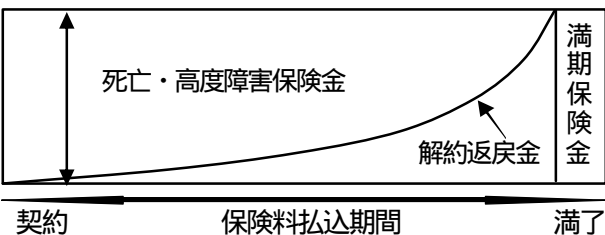
死亡保険は大きく3つの保険種類に分類されます。

1. 定期保険



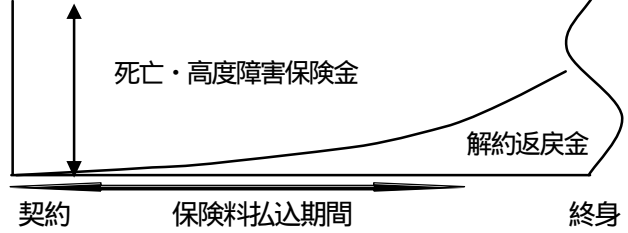
- ・一定の保険期間内に死亡したときには死亡保険金が支払われます。
- ・満期保険金はありません。
- ・保険期間満了時、契約は一定条件で更新されます。

2. 養老保険



- ・死亡したときには、死亡保険金が支払われます。
- ・満期のときには、満期保険金が支払われます。
- ・死亡保険金と満期保険金は同額です。

3. 終身保険



- ・保障が一生続くもので、死亡したときには死亡保険金が支払われます。
- ・保険料の払込は一定期間で終了するものと、生涯にわたるものがあります。
- ・老後資金にも活用することができます。

生命保険は基本的には上記の保険の組み合わせによって出来ています。組み合わせによって保障期間や保険料とその総額が変わってきます。ご自身の保険がどの保険で構成されているか確かめてください。

保障額は
だいじょうぶ?

もう一つ重要なのが保障額です。本当に必要な額が保障されているかという点です。むやみに掛けすぎてもいけないし足りなければ意味がないものになってしまいます。どの時期にどれだけ保障が必要かを把握することが大切です。住宅ローンや生活費などの必要資金、年金情報を含めた老後生活資金など必要保障額の算出方法について説明しました。

次に重要なのが担当者です。保険は請求しないと支払われませんし、受け取る時も受け取り方次第で課税のされ方が変わってきます。また、契約者にとってはいろいろな権利もあります。それらを熟知した信頼できる担当者から加入するのも重要な要素の1つだと思います。

大切な担当者
選び!

最後になりましたが、ご出席いただいた皆様には最後まで真剣に聞いていただき本当に感謝しています。

説明会を受講して

保険のプロの説明はやっぱり違う! 自分にとって必要な保険がよく理解できました。大切な家族のため、人任せにせずよく考えて納得してから加入しないといけませんね。お忙しい中、説明会を開催していただいた爪生さん、本当にありがとうございました。

(東上 麻里)

大変な地震だったようです。しかも、震災に続く津波の被害は甚大で、「津波」が国際語になった趣もあります。読者の方から投稿をいただきました。また、あまり知られていないことですが、インドネシアの津波被害救援は、元々あった少数民族の独立運動との関係で、極めて困難なようです。ここではそのことについて、私達で知りえた情報もお届けします。



投稿 『スマトラ沖大地震に想う』



東洋歴史文化研究会会長 須田一彦

昨年12月26日突如発生した此の大災害に、10年前の阪神大震災を甲子園の自宅で体験した私は、全く他人事とは思えず、犠牲になられた方々、被災された方々に心からのお見舞いを申し上げる次第です。

阪神大震災の時、10階建てマンションの6階に寝ていた私は、突然の大震動と大音響に慌てて飛び起きようとしたのですが、フトンの上に本箱と中の本が折り重なり、起きるに起きれず身動き出来ぬ暗闇の中で「おい大丈夫か」と家族に夢中で叫んだのを昨日のこのように思い出します。その時の死者が6千数百名。今回のスマトラ沖では十数万人。その内日本人も数十名亡くなっているようですが、東南アジアは出稼ぎ人口や不法就労人口も多く最終的に正確な犠牲者の数字把握は不可能とも思われ、何とも痛ましい話です。

現在報道される震災ニュースは、スマトラ島最北端のバンダアチェからのものが多いようで、此处が今回の震災の最前線のようにです。

今年1月初旬、クアラルンプールを訪れた折り、是非バンダアチェを訪れたいと思いましたが叶わず、代わりにマラッカ海峡をはさんでバンダアチェの対面と



~アチェとインドネシア~

アチェはスマトラ島最北部の地域。15世紀末くらいから王国が栄え、19世紀後半のオランダ

による侵略まで、独立を保ってきた。第2次大戦後、オランダ領からインドネシアとして独立。しかし、アチェの独立への気運はおさまらず、「自由アチェ運動(GAM)」のゲリラ活動と対するインドネシア国軍の応戦によって長年不安定な状態に。2002年末の東京会議でいったん成立したGAMと政府との和平は、双方によって破棄され、2003年5月戒厳令下に。1年後戒厳令から「危険地域」に引き下げられたが、政府はアチェの支配と軍事作戦を継続、残虐行為が繰り返された。アムネスティ・インターナショナルは、超法規的処刑、拷問、女性や少女に対する強姦が「あまりに

も云うべき位置にあるペナン島を訪れました。

ペナン島は訪れた範囲では特に被害が目につく程のことはなく、街は平穏であったことに一安心しました。しかし現地の新聞には連日生々しい記事や写真が報道され、特に日本の新聞では決して掲載しない折り重なった死体の現場写真が、カラーで出ているのには驚いたものです。マレー語の新聞にTSUNAMIの文字が各所で目に付き『海嘯(カシヨ、ツミ)』の日本語が立派な(?)国際語になったのを、現地で実感しました。

クアラルンプール等の大都市でも「地震海嘯受難災黎賑濟」と云った募金の横断幕も目に付きました。

今回の広域災害では、欧米人観光客も年末年始の休暇を利用して、物価が安く温かい被災各地に遊びに来て犠牲になった例も多く、その為もあって日本や欧米各国の救援意欲も並々ならぬものがあるようで、1月にインドネシアで開催された災害支援の国際会議に小泉首相が駆けつけ、自衛隊の救援派遣等、積極的な救援策が迅速に打ち出されたのは何よりでした。

今年は我が国も世界中も、昨年の如き災害に遭わぬこと、また懸案の国際問題の解決の為、一步でも前進することを心から念願する次第です。



広範囲に行われているため、こうした被害を被っていない人は事実上存在しない」と報告している。

今回の津波被害でアチェ州420万人のうち50万人が家を失い、10万人以上の命が奪われ、州都バンダアチェは人口が3分の1に減ったと言われる。インドネシア国軍が支配を継続しているため、救援活動を困難にしている。但し、被害の大きさにより国際的な関心が高まり、インドネシア政府も2003年5月以来の外国人立ち入り禁止を解除せざるを得ず、外国人NGOやジャーナリストが多数来訪。このことはアチェの人々が待ち望む平和と人権にとってチャンスになり得る。アチェへの関心と救援活動の継続が望まれる。

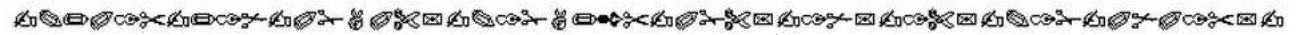
『アチェとインドネシア』については、岡山大学教授 真実一美さんに情報提供のご協力をいただきました。



2005年・新年合宿レポート



今年の合宿は、1月8日、9日に生駒セミナーハウスにて行われました。1月1日付けで入所したばかりの私は、スケジュールをあけておくように言われただけで、内容については何も聞かされないまま、「合宿・・・って何をやるんやろ?」とは思いつつ、あまり深く考えずに参加したのです。さてその結果は...。(徳田 元憲)



合宿スタート 合宿は、職員による業界動向などの発表からスタートしました。発表を担当した職員は、仕事の合間を縫っての準備・・・大変だったと思います。もしや来年は、私も発表することになるのでしょうか?(もちろん!編集者注) テーマは次のとおりです。

- ? 世界の動き・業界の動き
- ? ITの新しい潮流
- ? 会計・税務ソフトの動向
- ? 公認会計士試験制度及び会計制度の改正
- ? 電子申告・書面添付制度
- ? 税理士法人制度
- ? 報酬規定
- ? 社会福祉法人の概要

会計士補になりたての私には、税務に関する発表はよくわかりませんが、公認会計士の試験制度に関する話題にだけは、思わず身を乗り出しました。

初日・後半 昼食後、過去の合宿で設定した目標に対して、現在、何がどこまでできているのかが確認されました。続いて、1人ずつに20枚の葉書サイズのポストイットが配布されます。何をやるのか?とっていると、上記の確認を踏まえて職員各人が、事務所の問題点及び改善案等をカードに記入するのです。世の中の動き、最近の事務所の問題点、それらを踏まえて現在の事務所の問題点、改善点等を整理しようという流れのようです。

でも、全員がそれぞれ渡されたカードに書き込んでいくのですから、すごい量の問題点や改善案です(実は年末からの宿題で、各職員が考えておくように言われていたとのこと)。こうして集めたカードは、以下のテーマごとに分類・整理されました。

- 1. 営業
- 2. 商品力
- 3. 業務の効率化
- 4. 社会福祉法人
- 5. その他

以上の作業を終えて夕食です。私は合宿初参加で、議事録のパソコン入力を仰せつかり、入力に必死だったのでようやく夕食になり、ホッとしました。しかも夕食は、私の好物のすき焼きではありませんか! でも「ラッキー!」と思ったのも束の間、夕食後、お風呂に入ってゆっくりできないのが林事務所の合宿!!

夕食後 夕食後の作業は、分類・整理したカードの中から今年事務所が取り組む課題を明確にすること。いろいろな意見が飛び交い、收拾が付きません。ようやく、相互の関係、重要性を考えた上で「達成できそうな目標に絞る」ことで課題が絞り込まれました。

さらにテーマ別にグループに分かれ、各課題をどう具体化するのか等について討議が続きます。その発表が終わってやっと1日目終了。時計をみたら22時でした。その後も、部屋に移動しての飲みながらの話・・・私にとって、非常に長～い一日でした。

2日目 2日目は、前日に発表された課題の具体化について全員で再検討し、事務所としての目標を明確にする作業です。絞り込んだ目標は約30項目。それぞれについて、問題点や具体的にどうやって実施するのかなどいろいろな意見が出ます(よくまあ、皆さんいろいろと言うもんです)。

それぞれ具体的に誰が担当するのかを決めて、各担当者ごとにスケジュール調整を行い、今年の実務所の年間スケジュールの確認を行いました。事務所の休日も職員みんなで決定されました。

「こんな調子でちゃんと夕方に終わるんやろか」と心配していたのですが、6時には、各自が合宿についての感想を発表して05年の合宿が終了しました。

合宿に参加して 初参加の私は、議事録作りに必死で、よく分からないうちに2日間が過ぎてしまいました。正直かなり疲れてしまいましたが、「年初にしっかりと時間をとって、昨年の目標の達成度合いの振り返りと今年1年の目標をみんな決めて」というのが、林事務所のやり方なのかと感心しました。そして、職員それぞれとても仲が良く、民主的な事務所なんだと感じた2日間でした。早朝ランニングはありませんでしたが、夜遅くまで続く飲み会は体育会系の合宿よりも、これはこれで厳しいかもしれません・・・。



上海事務所旅行



昨年、中国上海へ事務所旅行に行きました。平成15年合宿で、「今年
の事務所旅行はあきらめて、事務所創立25周年記念も兼ねて、来年は
海外旅行にしよう！」と決まったのです。上海にした理由は、2泊3日
で行けること、グルメである所長の光行の「美味しいものを食べたい」
という鶴の一声？ そして上海か香港かで迷っているとき、お客様であ
る(株)東アジア交流センター(主に中国を取り扱われている旅行会社です)
の影山さんに中国を勧めていただいたことです。

9月5日10時40分。関空から約2時間の空の旅へと出発です。あっという間に上海浦東国際空港に到着。
日本との時差はマイナス1時間。空港からバスで最初に向かった先は上海動物園。車窓から見ると、近代的な高
層ビルが溢れんばかりに立ち並び、その横では建設中のビルがたくさんありました。道いっばいに自転車を漕い
でいる風景(私が勝手にイメージ)もなく、車がいっぱい。とてもエネルギッシュな街です。以下、上海の旅で
面白かったスポットや出来事を一部ですが紹介させていただきます。ちなみに幹事は、丸山と私です。(河崎 千恵子)



外灘(ワイタン) アンティークなビル群が続く外灘は租界時代の象徴。ノスタルジックな雰囲気を醸し出していました。対岸に見える超高層ビル群は、テレビ塔を中心にまるで未来都市のようでした。

中国茶 外灘を散策後、お茶屋さんに行って、何種類もの健康にいいと言われている茶葉を楽しみました。ここでアクシデントが！ 益田と森井が迷子になったようです。冷や汗たら〜り。けれど、現地ガイドの俞さんが見つけてくれたので一安心。

上海雑技 本当に美しく優雅。その美しい演技の中で、手に汗握るスリル満点の技を見せてくれます。まばたきするのを忘れるぐらいに。全ての演技が本物で騙しが無い感じ。会場内は拍手でいっぱいでした。

周荘 水郷の街「周荘」。小さな運河沿いに並ぶ古い町並みを散策。小船に乗って運河巡りも楽しみました。明、清時代にタイムスリップ。ゆったりとした時間を過ごすことができました。

海鮮料理 2日目の夕食は、船上レストラン『海龍海坊』にて海鮮料理。上海蟹など新鮮な海の幸が盛りだくさん。そこに、上海在住の光行・幸の古くからの友人である何さん一家をお招きし、いっしょに夕食を楽しみました。(上海に行く前、何さんに美味しいお店をリサーチしていたのでした。)

南京路 自由に散策しました。オプションで足ツボマッサージやエステに行った者も。南京路は、大阪の

難波界限によく似た感じ。街中で、噂の「扉がない公衆トイレ」を発見。

豫園 最終日の朝、バスは明代の庭園、豫園へ。周辺には所狭しとお店が並んでおり、まるで縁日のよう。南翔饅頭店というお店で小籠包を食べました。このお店はいつも行列が絶えないそうです。

帰国 最高時速430kmのリニアモーターカーで浦東国際空港に到着。17時20分発、全日空154便で帰国するはずが、なんとあの猛威をふるった台風18号の影響で関空が閉鎖。空港で一夜を明かすことに！?よくニュースで、イスの上などで毛布に包まって寝ておられる姿を目にしますが、自分たちが当事者になるとは…。でもそこでめげないのが林事務所。光行が空港内でトランプを購入してくれたので、光行を含め一部の者は大富豪をして楽しみました。子供たちは広い空港内を遊び場に変身させて走り回っていました。そうこうしているうちに搭乗できたのは深夜2時過ぎ。さすがに皆疲れきった表情をしていました。でもこんな経験なかなかできないものですよ。今となってはいい思い出です。全員無事帰国できて本当によかったです(*^_^*)

~最後に~ 添乗として同行して下さった影山さん、本当にお世話になりありがとうございました。そして、家族同伴で上海旅行に連れて行ってくれた林事務所に感謝です。「謝謝！」

読者の皆様からのお便り

本日はシェアリングレターをご送付いただき、まことに有難う存じます。そのすばらしい内容に感激致しております。先生他事務所ご一同様の努力と社会に対する貢献意識の賜物でございましょう。多くの方々にもっと読んでいただきたいものです。又、先生方の交際範囲の広さにも驚きますが、これは先生方の親しみやすいお人柄によるものでございましょう。私も自由業者として参考になり、今後ともより多くの知識を得たいと思います。どうぞよろしくご指導くださいますよう切にお願い申し上げます。

弁護士 坂本 好男 様

いつも光行先生の元気な事務所のお便りであるシェアリングレターをお届けいただきありがとうございます。読ませていただくと、顧問先の方々の顔が浮かんでくるようです。また先生が事務所のスタッフの活性化を計られている様子が手に取るように見えてうらやましい限りです。林先生のすごいところは、組織的にシステムチックに一体となって行動できる点だと思えます。今後の発展を心から願っております。ありがとうございました。

税理士 吉田 久寛 様

いつも素晴らしいシェアリングレターをご送付賜わり誠に有難うございます。バラエティに富んだ内容でとても楽しみに読ませていただいております。と同時に大変参考にさせていただいております。貴事務所のますますのご発展をお祈り申し上げます。

社会保険労務士 中島 忠男 様

シェアリングレター第29号巻頭言「友人の友人」を何度も何度も読み返しては、自分の恵まれた人生に感謝しています。仕事用バッグに入れて、電車の中でいつも読めるようにしております。ありがとうございます。

京都市 中川 久望子 様

シェアリングレターありがとうございます。年と共に視力も弱り、送って貰うレターも全部目を通すことは出来ませんが、巻頭言と編集後記は読ませてもらっています。「友人の友人」物事縮小して見ると大変分かり易くなることを教えられました。

岡山県瀬戸内市 神谷 文義 様

お健やかに過ごしのことと存じます。さて、この度はシェアリングレター第29号をお送り頂き、ありがとうございました。「友人の友人」そうですね。大切にしたいものです

奈良女子大学 名誉教授 平井 タカネ 様

幅広い記事を興味深く読しました。早速島田信愛先生の「幹部研修のための管理者ノート」を申し込みました。林先生の益々のご活躍と事務所の益々のご発展をお祈りします。

社会保険労務士 松井 浩一 様

シェアリングレター第29号を頂戴いたしました。いつもささやかなBusinessの参考にさせて戴いています。まる3年半になりますVolunteerの方もそろそろNPO法人化をと考えています。今後ともご鞭撻くださいますようお願い申し上げます。ますますのご活躍とご健康を祈念いたします。

大阪狭山市 林田 碩而 様

いつもシェアリングレター楽しみに見せて頂き幸先生のご活躍を実感させていただいています。これからも応援しています。お身体に気をつけてくださいネ。

清香会館簿記講座修了生 照山 里砂 様

10/15の「国金説明会」に参加させていただきました。HPを見ての問い合わせにも、林幸先生はじめ、ご親切な対応をしていただき、また担当の方やご参加の皆様にも、暖かいお声がけ、アドバイスをいただき、勇気を出して行かせていただいていたので本当によかったです。

会の内容が、本当に今知りたい情報ばかりでした。「間違いのない計画書作り」にばかり目が行ってたのですが、その前に、熱意であり、冷静な計画なんだと改めて気付くことが出来ました。国金の戸を叩く勇気もいただきました。

説明会で学んだことを生かし、しっかりとした気持ちと「開業計画書」を仕上げるよう、頑張りしたいと思います。国金の石山課長様にも心よりのお礼をお伝え下されば幸いです。ありがとうございました。

奈良市 前田 紀子 様

この他、沢山の皆様からお便りを頂きました。

本当に有難うございました。 (編集部)



Awareness for New Actions ANAセミナーを受講して



ANAの3日間は、今までの人生をジェット機に乗って上空からながめてみた感じでした。「わかっていたはずのこと」「できていたはずのこと」が観えました。

今は混沌としています。と同時に、生きている実感が湧いてきます。「自分の源」を求める旅を楽しんでいます。3日間一緒に体験した仲間感謝しています。ありがとうございます！ 宮崎 竜二 様

ANAを受講して、そこで感じとり、変化を感じる自分から、変化しつつある自分を見つけつつあります。

セミナー3日間を終えて翌朝には、空気が美味しいなあと感じる自分がいて、「何でこんなことにこだわっていたのかな」と思ったりしています。

人と接していく中で優しさを出し、開けていけるようになります。ありがとうございました。

坂 ひろみ 様

不思議な体験をさせて頂きました。閉ざしていた心の奥底に、どんどん、どんどん、新しい生命が吹き込まれた感覚です。この殺伐とした世の中、ANAの精神があれば平和な世界になるのになあ～。まあ、いきなり大きなことを考えずに、身近な家族、友人、知人、会社関係と、自分自身が心を開き、相手を思いやる気持ちを忘れず地道に前進して行こうと決意しました。何かが変わる予感がします。 井上 清志 様

自分を劇的に変えてもらえるのでは？という期待と不安な気持ちでANAに参加しました。上手いかないことを、いかに人のせいにして生きてきたのかということに気づき、その環境を変えられるのは自分次第であることを知りました。ANAに出会っていなければ、ずっと眉間に皺をよせていただろう自分を想像しながら、受講したことをとてもよかったと思います。ありがとうございました。 坂本 祐賀子 様

1日目。あれ、今までの研修と一寸違うよな！2日目。今までと何か違う気持ちを感じた。3日目。体験して100%参加する。3日間はANA研修のことしか考えない、密度の高い時間を過ごしました。

自分を表現することの無かった私が、みんなの気持ちを感じて発言する自分にビックリです。本当に不思議な体験でした。自分自身を振り返る機会は幾度となくあったはずですが、自分の人生で身につけた鎧を着て歩んできた自分に、何か小さな波が立ち、少しずつ波紋が広がっています。これは、ANA研修が今までの人生に別の路を啓示したのかも…。

これからは、今まで目を瞑っていたことにも、相手を感じて行動し、そして係わっていくことの出来る自分に変わりたいと思います。 尾崎 義男 様
感謝の気持ちで一杯です。

私は、受講生のみなさんが、ひとつでも多くのことを学び、気づいて頂きたいと思い、アシスタントにチャレンジしましたが、実際は受講生のみんなから、多くのことに気づかせてもらい、学ばせてもらいました。

その一つは、私は愛を与えたいと想っていましたが、相手が望んでもいないのに、自分が満足する為に、愛を与えようとしていたのです。ものすごく大きな気づきでした。本当に、アシスタントをさせて頂いたからこそ、気づけたのだと想っています。

そして、多くのみなさんに、応援してもらい、愛してもらっている私が存在していると気がついたときの驚き…。「愛してもらっている！」って気づけた時の喜びは心の一番大切な宝石箱に入れてあります。

喜びと感謝の気持ちいっぱい、涙が溢れて止まりませんでした。本当にありがとうございました。

アシスタント 平池 智美 様

Awareness for New Actions ANAセミナーのご案内

🍷♥️人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです♥️🍷

◇2005年5月ANA◇

日程：5月3日(祝)・4日(祝)・5日(祝)

会場：林事務所セミナールーム

費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円)

◇2005年8月ANA◇

日程：8月12日(金)・13日(土)・14日(日)

➡️ お申し込み・お問い合わせ

林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770

経営倶楽部 第五十回 ~ 日頃のご厚情に感謝して ~

経営倶楽部 第五十回

記念講演のご案内

平成7年4月からスタートしました
経営倶楽部もおかげさまで五十回目を
迎えます。これもひとえに
皆様の温情あふれるご支援とご指導の
賜物と職員一同心より感謝申し上げます

この度、第五十回を記念して 講師に
小市哲也先生をお招きし 御講演を
賜ります。コンサルティングあるいは
事務所経営等にとどまらず
小市先生には 林夫妻と子ども
人生の師として 御指導を賜りました
きつと皆様にも 実りあるお話を
お聞き戴けるものと存じます
是非とも御参加賜りますよう
御案内申し上げます次第です

テーマ「事業の経営と人生の経営」

日時 平成十七年四月十六日(土)
記念講演 午後一時半より
懇親会 午後五時四十五分より
場所 大阪国際交流センター
会費 記念講演 五千円
懇親会 四千円

ぜひ皆様お誘い合わせの上 お越し下さいますようお願い申し上げます

お申し込みお問い合わせは、担当 樋笠まで TEL 06-6772-7746 E-mail higasa@share.gr.jp

謹啓 平素はお世話になり 誠に有難うございます
さてこの度 弊事務所に 会計士補 徳田 元憲を
迎えましたのでご紹介申し上げます
この度縁あって 弊事務所に
入所致しました 意欲ある若者です 私ども同様
お付き合いを賜りますよう
どうかよろしくお願い申し上げます 謹白

公認会計士・税理士	林 光 行
税 理 士	林 幸
中小企業診断士	前 田 有太可
税 理 士	古 田 茂 己
税 理 士	橋 本 雅 世
会 計 士 補	森 井 史 人
林 光 行 事 務 所	職 員 一 同
マックインターナショナル(株)	

本年一月 林事務所に入所しました 徳田元憲です
昨年の十一月 公認会計士二次試験に合格し
職業会計人として また社会人としての第一歩を
林事務所で踏み出すことになりました
「将来 一国一城の主となる」ことを目指して会計
士試験を勉強し始めました ようやく長い受験生活
を終え 一月より実務についておりますが 自分の
城を持つまでの道のりの長さを痛感いたしました
目の前の仕事を着実にこなし 信頼をひとつひとつ
重ね 一步一步 歩んでゆきたいと思っております
微力ではございますが 精一杯努力する所存です
なにとぞご指導賜りますよう
心よりお願い申し上げます

徳田 元憲

編集後記

あるラジオ番組のリスナーで、米国在住の方が「帰国して、子供を日本の学校に通わせると思うと恐ろしい」と番組にメールされたそうです。「えっ、アメリカの学校こそ恐ろしいんじゃないの?」と思ったのですが、考えてみれば、日々報道から目や耳にするのは悲惨な事件や事故がほとんど。マスコミ等の一方的な情報を受けている限り「世の中はこんなに恐ろしいんだ」と思うしかないような気さえます。そして、「恐ろしい」という感情がお互いの不信感を増幅させ、結果として悲しい事件の引き金になったりするようになります。

今、悪からどうやって自分たちを守るのかといった発想ばかりが一人歩きしているように感じます。確かに危機管理は必要ですが、本当に必要なのは「顔の見える地域づくり」(2頁参照)や対話ではないでしょうか。さて、経営倶楽部も次回で丁度満10年となります。講師をしてくださる小市先生から「企業も人も守りに入るとダメ」とお聞きしたことがあります。また、思い込みを整理し、自分と人を信じて幸せに生きるコツを教えてくださいました。先生のお話はとても楽しく、またお役に立つと思います。ぜひ多くの方に先生のお話を聞いていただきたいと思います。(林 幸)

シエアリングレターに関するご意見、ご感想、あるいは日頃感じておられることなど、どしどしお寄せください。また、税務や経営についてのご相談もお気軽にどうぞ。 E-mail : yuki@share.gr.jp URL : www.share.gr.jp 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町1番13号 サンセットヒル Tel : 06-6772-7770 Fax : 06-6772-7740 なお、購読料をカンパして頂ける方は口座番号00950-3-14499 林光行事務所の郵便振替までお願い致します。